

天然記念物の湿原とその保全

Wetlands of Natural Monuments and its conservation

○高田 雅之 (法政大学)・富田 啓介 (愛知学院大学)・太田 貴大 (長崎大学)

mtakada@hosei.ac.jp

2019 年は文化財保護法の前身である史蹟名勝天然記念物保存法が成立施行されてから 100 年目に当たる。現行の文化財保護法 (1950 年) では文化的・学術的価値を持つものとして様々な文化財が体系づけられており、その一つに自然物 (動物・植物・地質鉱物) を対象とした天然記念物がある。筆者らは日本における小規模湿原の現状について研究を進める中で、天然記念物に指定されているものが比較的多く、特徴的な保全活動をしている事例も散見されることから、日本においてどれくらいの湿地・湿原が天然記念物となっているかを明らかにするとともに、その保全の特徴について調査分析を行っており、これまでの結果を報告する。

天然記念物の一覧から湿地・湿原を抽出するに当たり、9 つのタイプを設定した (1.湿原植生、2.陸域湿地、3.海域湿地、4.動物生息地等、5.海鳥・海亀繁殖地、6.地形地質、7.景観、8.温泉・鍾乳洞、9.種指定)。また天然記念物は国指定、都道府県指定、市町村指定の 3 つに分かれており、全てを網羅するリストが存在しないことから、国及び自治体単位で Web 資料を用いてそれぞれ 9 タイプに該当するものを抽出した。

その結果、国及び都道府県指定の天然記念物件数はそれぞれ 1,016 件、3,026 件、合計 4,042 件で、そのうち湿地に関わるものはそれぞれ 223 件、277 件で合計 500 件となり、12.4%を占め約 8 件に 1 件の割合であることがわかった。9 タイプのうち、最も多かったのはタイプ 4 の動物生息地等で約 3 分の 1 を占めた。次いでタイプ 1 の湿原植生で国と都道府県計で 17.0% となった。次に湿地・湿原が主要な対象要素となっているタイプ 1~4 に着目して集計すると、件数は国指定 115 件、都道府県指定が 171 件の計 286 件となった。各タイプの内訳 (国と都道府県の合計) はタイプ 4 が最も多く 166 件 (58.0%)、次いでタイプ 1 が 85 件 (29.7%)、タイプ 2 が 29 件 (10.1%)、そしてタイプ 3 が 6 件 (2.1%) となった。本来の研究テーマである小規模湿原はタイプ 1 に含まれ、釧路湿原や尾瀬のような大規模なものは極めて少ないことから、国及び都道府県指定の天然記念物となっている小規模湿原は、比較的多いことが明らかとなった。今後市町村指定の天然記念物についても抽出し分析していく予定である。

次に天然記念物となっている小規模湿原の現状と保全について、個々に訪ねて聞き取りを行うなどして現在調査を行っている。個々の事例は独自に作成した 2 つの統一フォーム (保全活動に関するもの、自然環境と生態系サービスに関するもの) に順次取りまとめている。これまで、「現在保全活動が一定の枠組みで行われている湿原」と「まだ手探りの段階の湿原」の 2 つの観点から約 20 箇所の湿原について情報収集、現地調査、聞き取り調査等を進めている。これまで得た断片的な成果からは、天然記念物の湿原は行政 (教育委員会等) を中心とした継続的な枠組みを有するのに対して、それ以外の湿原は市民活動が軸となって行政と連携している好例がうかがえた。今後さらに比較分析と評価を進めていく考えである。

キーワード: 天然記念物、国指定、都道府県指定、小規模湿原、教育委員会